

平成 23 年 10 月 31 日

公立病院改革プラン実施状況の調査結果（経営の効率化に係るもの）【速報】

- 総務省は、「公立病院改革ガイドライン」（平成 19 年 12 月 24 日策定）において、病院事業を実施する地方公共団体に対し、「公立病院改革プラン」（以下、「改革プラン」という。）を策定し、点検・評価・公表を行うよう要請しているところです。
- 平成 23 年度は、改革プラン（改革プランの計画期間は、原則平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間（このうち、経営の効率化に係る部分については、平成 23 年度までの 3 年間））のうち、経営の効率化に係る部分について、実質最終年度であることを踏まえ、経営の効率化に係る部分の実施状況について取りまとめましたので、別添のとおりその結果をお知らせします。

※本調査結果は、平成 23 年 8 月の集計状況を速報として取りまとめたものであり、数値については今後変動する場合があります。

【概 要】

- I. 調査対象：プラン策定 905 病院（平成 23 年 8 月時点）
- II. 調査項目：経常収支比率、職員給与費比率（対医業収益）、病床利用率の 3 指標
- III. 経常収支黒字化に係る実施状況及び経常収支比率の目標値に対する達成状況
 - 平成 23 年度に経常収支黒字化を見込む病院は、549 病院（全体の 60.7%）、平成 23 年度に経常収支黒字化を見込めない病院は、356 病院（同 39.3%）。
※なお、平成 21 年度から平成 23 年度の間に単年度で、経常収支が黒字となった病院又は黒字となる見込の病院は、636 病院（70.3%）である。
 - 平成 23 年度に経常収支黒字化を見込む 549 病院のうち、平成 23 年度に当該病院の経常収支比率の目標値を達成しない見込の病院は、180 病院。
 - 平成 23 年度に経常収支黒字化を見込めない 356 病院について、
 - ・平成 21 年度又は平成 22 年度に黒字であった病院は、87 病院（見込めない病院の 24.5%）。
このうち、平成 23 年度に当該病院の目標値を達成しない見込の病院は、49 病院。
 - ・平成 24 年度以降に黒字化を見込む病院は、229 病院（同 64.3%）。
このうち、平成 23 年度に当該病院の目標値を達成しない見込の病院は、129 病院。
 - ・改革プランで経常収支黒字化の目標年度を設定していない病院は、40 病院（同 11.2%）。
- IV. 3 指標（経常収支比率、職員給与費比率及び病床利用率）の目標値に対する達成状況
 - 平成 23 年度における当該病院の目標値に対するプランの達成状況について、
 - ・3 指標とも当該病院の目標値を達成する見込の病院は、239 病院（全体の 26.4%）。
このうち、平成 23 年度に黒字化を見込む病院は、157 病院、
平成 23 年度に黒字化を見込めない病院は、82 病院。

- ・ 3指標いずれかについて当該病院の目標値を達成しない見込の病院は、436病院（同48.2%）。
このうち、平成23年度に黒字化を見込む病院は、288病院、
平成23年度に黒字化を見込めない病院は、148病院。
- ・ 3指標とも当該病院の目標値を達成しない見込の病院は、230病院（同25.4%）。
このうち、平成23年度に黒字化を見込む病院は、104病院、
平成23年度に黒字化を見込めない病院は、126病院。

○なお、当該調査結果を踏まえ、病院事業を実施する各地方公共団体においては、次のような観点から経営改善に向けて今後も取組を着実に実施することが期待されます。

(1) 平成23年度に当該病院の3指標に係る目標値を達成する見込の病院

(7) (1)のうち経常収支黒字化を達成する見込の病院

⇒基本的には、現状を維持できるように経営努力を重ねることが必要（その際、立地条件や病床規模が類似した他の公立病院や地域の民間病院の状況等に照らして、改善すべき点はないか点検の上、不断の経営改善の取組を行うことが求められるところ。）。

ただし、繰出基準に基づかない一般会計からの負担金等がある場合には、それを解消した上での黒字化の達成を目指して、さらなる経営改善の取組を行うことが重要。

(4) (1)のうち経常収支黒字化の達成を見込めない病院

⇒今後とも、早期の経常収支黒字化達成に向けて、必要に応じ改革プランの見直しを行いつつ、計画的に経営改善の取組に尽力することが必要。

(2) 平成23年度に当該病院の3指標に係る目標値を達成しない見込の病院

⇒まずは、年度内に目標値に少しでも近づくことができるよう、経営改善に全力を傾けることが重要。

そうした努力を傾けた上でもなお、年度内に目標値を達成することが困難な場合には、早急に改革プランの全体を抜本的に見直し、改めて、見直したプランに基づいて、経営改善の取組に全力を傾注することが必要。

なお、黒字化目標年度を設定していない病院については、早急に具体の目標年度を設定し、それに向けて、計画的に経営改善の取組を進めていくことが必要。

(連絡先)

自治財政局準公営企業室

担当：山中課長補佐、芳賀事務官

電話：03-5253-5111(代表) (内線 5642)

03-5253-5642(直通)

FAX：03-5253-5644